

平成 27 年新年の挨拶

一般社団法人 茨城県バス協会
会 長 米川 公誠

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、群馬県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」が無形文化遺産に登録されたほか日本人 3 人がノーベル物理学賞を同時受賞するなど、明るい話題があったものの、2 月には太平洋側で 2 度の大雪に見舞われ、夏期には各地で集中豪雨による大規模な土砂災害が発生するほか、9 月には御嶽山の噴火により 57 名が犠牲となる事故等、各地で自然災害が発生しました。

昨年の我が国経済は、4 月からの消費税率引き上げ以降、個人消費の低迷が長期化するなど、いまだ景気の回復が実感できない厳しい状況にあるものと認識しており、更なる景気の回復が望まれるものです。

地域の公共交通を取り巻く環境は、益々厳しさを増しており、茨城県における乗合バスの輸送人員は、依然として減少傾向が続いており、下げ止まりの状況には至っておりません。

乗合バス事業の健全化のためには、少子・高齢化、環境問題など社会の構造的な変化、また価値観やニーズの多様化などに適切に対応し、地方公共団体や利用者と連携を深め、地域に密着した事業展開を図っていかねばなりません。そのため、「交通政策基本法」が制定され、「改正地域公共交通活性化・再生法」が平成 26 年 11 月 20 日に施行されました。地域における公共交通を維持・継続していくため、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通のネットワークの再構築を図る必要があります。

平成 24 年 4 月に発生した関越道高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省は、事故の再発防止と、事故により大きく揺らいだ高速バス及び貸切バスへの信頼を回復することとしており、平成 25 年 10 月から安全優先経営の徹底を図るため、全ての貸切バス事業者に安全マネジメントの実施を義務づけられています。また、運転者の過労防止のため、ワンマン運行の上限距離を定める「交替運転者の配置基準」を策定する等、安全に関する規制を強化しております。バス協会としても、これらの趣旨を理解し、引き続き安全の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

また、貸切バスを安全・安心・快適にご利用いただくために、平成 26 年 4 月から貸切バスの新たな運賃・料金制度がスタートしました。これは、貸切バスの

安全性向上を図るため、運賃制度を抜本的に見直し、安全と労働環境改善コストを反映した合理的でわかりやすい制度としたものです。

バス協会としても行政当局とバス事業者の皆さんとともに、学校関係者を始め利用者に新たな運賃制度の趣旨を理解していただくため、パンフレットの配布や説明を行っております。

日本バス協会は、貸切バスの更なる安全確保を図る観点から、「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度」を平成 23 年度から開始しておりますが、平成 26 年 10 月 1 日現在、茨城県においては 14 社が認定され、内 6 社が安全性に対する取り組みが優れている事業者として二つ星の認定を受けております。今後、認定を受ける者が増加し、安全性の取り組みによる差別化が有効に機能することを期待するものであります。

最後に、運転者の健康状態に起因する事案は、近年、対策の必要性と理解の普及と相まって報告件数が増加しております。この中には事故に至る前に乗務や運行を取りやめたケースも多く含まれておりますが、少なくとも予見性のある疾病や生活習慣等との関連の深い疾病については、合理的方法により対応が可能な限りにおいて、運転中の発症に至るリスクをできるだけ低減する必要があります。そのため、道路運送法令や平成 22 年 7 月に国交省が策定（平成 26 年 4 月改訂）した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に沿って、運転者の健康増進・管理を確実に実施することが必要となります。具体的には、①平時からの健康増進②健康診断等に基づく健康管理③乗務前の点呼時の健康状態の確認④乗務中の健康状態に問題があった場合の対処方法について、確実に実施していただきたいと思っております。

今後とも、茨城県バス協会の業務運営に対し、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。